

紙マニフェストご利用のお客様へ

電子マニフェスト に移行となります

拝啓 時下ますますのご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物を排出する際に交付するマニフェスト伝票（紙の伝票）ですが、廃棄物処理法の改正を受けて、2020年4月1日より前々年度(2018年度)の特別管理産業廃棄物の排出分からを対象に、年間排出量が50tを超える場合、電子マニフェスト使用義務の対象となります。

当社では、これに伴う将来的な（国のIT化等）全面電子化を見据えシステムの全面的な改修を行い、これを機に全ての紙マニフェストを電子マニフェストに移行してまいります。既に多くのお客様からもご賛同を頂いておりますが、改めて当書面にて紙マニフェストと電子マニフェストの運用の違いとメリット、及び移行方法についてご案内申し上げます。

※既にお申込みいただいているお客様はご容赦ください。

敬具

電子マニフェスト移行のメリット！

①簡単！事務処理の効率化

- 紙マニフェスト伝票が不要となり、予めお渡しするQRコードが記載されたお客様カードにより弊社回収担当者が入力を行い、お客様には画面上でご確認・承認を頂きます。
- Webサイト上から、簡単に廃棄物の処理状況とマニフェスト情報を閲覧することができるようになります。
- 紙伝票の保存・管理が不要となり保存スペースも不要です。

②确实！データの透明性

- マニフェスト情報は国から管理を委託されている、(公)日本産業廃棄物処理振興センターが管理・保存しています。
- 排出、収集、処分の3者が常にマニフェスト情報を閲覧・監視することにより、不適切なマニフェストの登録・報告や不正処理の防止、データの書き換えの防止に繋がります。
- 同時に当社はQRコードにより個別追跡を行います。

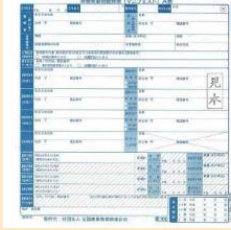
③しっかり！法令の遵守

- 法で定める必須項目をシステムで管理していますので、入力漏れを防止できます。
- マニフェストの紛失の心配がありません。
- 法律で求められている状況報告は、(公)日本産業廃棄物処理振興センターが行うため、報告忘れを防止することができます。

④安心！状況報告が不要

- 廃棄物排出事業者に義務化されている、マニフェストの交付状況報告は各行政が(公)日本産業廃棄物処理振興センターのデータベースより情報を取得します。
- これにより、排出事業者からの報告は不要となります。
- 帳簿類についても日本産業廃棄物処理振興センターのWebページより取得が可能です。

紙マニフェストとの運用比較！

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの交付・登録	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡した日から3日以内にマニフェスト情報を、情報処理センターにお客様が登録 ⇒トキワ薬品化工のお客様は、弊社担当者がお客様カードにて登録情報を作成します。お客様は回収情報をご確認頂き、ご承認頂くだけです。 (専用カードには、ご契約情報が書き込まれています)	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡しと同時にマニフェストを自ら交付 ※紙マニフェストにサイン 
処理終了確認	情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知（電子メール等）により確認	1. 運搬終了報告：B2票とA票を照合して確認 2. 処分終了報告：D票とA票を照合して確認 3. 最終処分終了報告：E票とA票を照合して確認
マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	1. 交付したマニフェストA票を5年間保存 2. 収集運搬業者および処理業者より送付されたB2票、D票、E票を5年間保存
産業廃棄物管理票交付等状況報告	都道府県・政令市が情報センターのデータベースから情報を自動取得するため、報告が不要	都道府県・政令市に自ら報告

電子マニフェスト導入の手順

電子マニフェスト運用開始までの流れ

- ① 申し込み用紙を返信用封筒にて(株)トキワ薬品化工に送付する
 - ② 届いた書類とカードを確認し、アカウントにログインする
 - ③ パスワードを設定する
- ※お申し込みから2週間前後で書類とカードが届きます。
 ※カードは大切に保管してください。
 ※電子マニフェストへの切り替えによる費用の変更はございません。

書類ご提出時の確認事項

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 行 (様式第 34 号)

※お客様 記載部分※

JWNET 加入申込書兼契約書(団体加入用)

別途定める加入規約を承諾のうえ、情報処理センターの提供サービスを利用したく申し込みます。
 また、右記利用代表者を指定のうえ、団体加入による加入を申し込みます。

※団体加入申込と同時にEDI方式の利用の手続きをされる場合は、EDIシステム運用規程に基づき、EDI事業者による「EJWNET EDI方式事業開始届」の記入が必要となります。

加入区分	排出事業者	料金区分	少量排出事業者団体料金
加入者名称 (法人の場合は 名称、代表者を 記入)	フガナ トキワクリニック (名称) トキワクリニック フガナ トキワタロウ (代表者名) 常盤太郎	住所 〒100-0000 東京都千代田区〇〇 <small>(※FAX、電話番号、FAX、郵便番号を正確に記入してください。)</small>	
住所	TEL 000-000-000 FAX 000-000-000		
事務担当者	部 番 ー 氏 名 常盤花子 TEL 000-0000-0000 FAX 000-0000-0000 連絡先 メールアドレス tokiwa@tokiwa-y.co.jp	事務担当者	

※連絡先メールアドレスは、パソコンのメールアドレスをご記入ください。情報処理センターからの手続きやシステム等に関する重要なお知らせは、必ずご記入ください。

2. JWNETホームページ「加入者情報検索」への公開 (加入者記入欄)

公開する 公開しない どちらかに / を記入

URL: http:// 公開される場合はメールアドレスの記入

3. 業種 (加入者記入欄) (※不明な場合は空欄でお願いします。)

(別紙)「業種一覧(日本標準産業分類中分類)」から選択をしてご記入ください。(数字2桁)
 詳しくは、総務省HP「日本標準産業分類」をご参照ください。

4. 指定する利用代表者情報 (利用代表者記入欄)

利用代表者番号	2	利用代表者名称 (名称)	
利用代表者名称 (代表者名)		事務担当者 部 番 氏 名 氏 名 TEL FAX	

5. JWNET EDI方式事業開始届 (EDI事業者記入欄)

JWNET加入者と「EDIシステム運用規程」第9条及び第19条に基づいた利用契約を締結のうえ届出ます。

EDI事業者番号	5	EDI事業者名称 (名称)	
EDI事業者名称 (名称)		運用管理責任者 部 番 氏 名 氏 名 TEL FAX	

No	EDI登録番号	システム名称	事業(利用)開始日 ^{※1}	情報取得指定 ^{※2}
1	2		一年 一月 一日	1・2・3
2	2			
3	2			
4	2			
5	2			

※1 EDIの「事業(利用)開始日」は手続き完了日よりなります。
 ※2 情報取得指定 ……加入者から指定された情報取得条件を以下から選択。
 1. EDI登録番号で登録されたマニフェストのみを照会する
 2. EDI登録番号またはWeb方式で登録されたマニフェストを照会する
 3. 全てのマニフェストを照会する

◆ご記入いただいた個人情報につきましては、本申込の目的以外には使用いたしません。

センター記入欄	受付日	受付番号
---------	-----	------

- ① 赤枠内を確認し、内容が相違ないことを確認する
- ② 内容が相違ないことを確認出来たら緑の枠内に印鑑を押す

◆◆◆ お問い合わせについて ◆◆◆

〒241-0802 神奈川県横浜市旭区上川井町376番地 TEL:045-921-3264

トキワ薬品化工のHPはコチラから ⇒ <http://tokiwa-y.co.jp/> E-mail: info@tokiwa-y.co.jp

担当者:

